

平成 25 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）】

教育委員会名	兵庫県教育委員会
指定したモデル地域名	芦屋市

概 要

地域内の全学校・園数（平成 25 年 5 月 1 日現在）

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
12 園	8 校	3 校	2 校	1 校	1 校	27 校・園

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

○モデル地域の現状及び資源

（ハード面）

- ・芦屋市教育委員会打出教育文化センター
- ・LD、ADHD等通級指導担当教員を3校に配置（市立小・中学校）
- ・特別支援学級を26学級設置（市立小・中学校）
- ・適応指導教室を1箇所（打出教育文化センター）に設置
- ・ひょうご発達障害者支援センター クローバー
- ・県立芦屋特別支援学校

（ソフト面）

- ・通常学級と特別支援学級の交流及び共同学習が盛んである。
- ・児童生徒の障害の状態把握や必要な支援内容について、打出教育文化センターによる保護者相談や他機関による見立てや分析は行われているものの、学校へのつなぎや小・中学校相互の連携が課題である。

○モデル地域における課題

- ・教育資源間（学校同士、あるいは学校と福祉等の関係機関など）の連携が弱い。
- ・幼稚園、小学校、中学校の一貫した指導体制がまだ不十分な状況である。
- ・多様な障害特性に応じた指導上の配慮や指導内容の設定等に関する教員の理解を、今後さらに改善・向上させることが必要である。

○事業実施の理由

- ・兵庫県全体でのインクルーシブ教育システム構築に向けて、芦屋市をモデルとし、各支援機関の機能を明確にし、関係機関同士の連携を一層促進し、小・中学校への必要な支援の充実を図りながら、効果的な合理的配慮の提供について研究を行うこととした。

2. 取組の概要

【教育委員会が行った取組や工夫】

○県教育委員会による体制づくり

- ・ 県立芦屋特別支援学校に事務局を置き、支援ネットワークの構築及び教育資源の組合せの基盤をつくった。
- ・ 合理的配慮協力員を市内に2名配置し、小学校及び中学校に在籍する、特別な支援を必要とする児童生徒への支援に係る教育資源のコーディネートや、担当教員への指導・助言をしてもらえるよう、調整を図った。

○芦屋市教育委員会の取組の工夫

- ・ 芦屋市教育委員会は、本事業の趣旨や意義について、市立小・中学校等の管理職及び教員に説明し、効果的な事業執行について協力を求めた。
- ・ 芦屋市教育委員会打出教育文化センターは、保護者向けの相談事業を継続実施し、障害のある児童生徒等の状態把握や必要な支援について分析し、適宜、指導や助言を行った。

(合理的配慮協力員の活動のポイント)

- ・ 特別支援学級及び通常学級の担任教員に対して、教材教具の提案・提供、指導内容に関する指導・助言など、授業実践に関する相談支援を実施し、指導力の向上を図った。
- ・ 各小・中学校と関係機関との「つなぎ」の役割を担い、各機関と連携・協力しながら、児童生徒一人一人のニーズに応じた支援内容を検討・実践していくよう努めた。

【モデル地域内における取組】

○対象

- ・ 芦屋市内全小・中学校

○取組

- ・ 県立芦屋特別支援学校のセンター的機能の活用
巡回相談、教材教具の開発、夏季体験セミナーを実施した。
- ・ 通級指導教室の拠点校(市立小・中学校3校)による合理的配慮の実践的研究
毎月1回、対象児童生徒の合理的配慮の進捗状況等について連絡会を開催し、必要な場合には合理的配慮の内容を再検討したり、特別支援教育の分野に精通した専門家の意見や保護者からの聞き取りを行ったりして、PDCAサイクルに基づき、常に効果を確認しながら進めていった。
- ・ 有効な教材やデータベースの蓄積に係る情報共有
事務局(県立芦屋特別支援学校)で開催される連絡会に、通級指導担当教員も参加し、関係者の連携を強化した。

・合理的配慮協力員（2名）の配置

芦屋市教育委員会打出教育文化センター及び県立芦屋特別支援学校に1名ずつ配置し、市教育委員会と県立特別支援学校との連携を強化するとともに、各小・中学校が必要に応じて指導・助言を求めることができるようにした。

3. 成果及び課題

(1) 成果

・インクルーシブ教育システムについては、「場の共有」といった、狭い意味に捉えられてしまいがちであるが、本事業を通じて、学習上あるいは行動上の特性が多様な児童生徒にとって分かりやすい授業づくり、児童生徒一人一人に着目したサポート体制づくり、教材や指導方法などの工夫の重要性を、通常の学級の担任が意識するようになったことは大きな成果であった。

・特別な支援を必要とする児童生徒のニーズに応じた支援や指導を、どういった場面で、どのようなタイミングで行っていくことがより効果的なのか、といった合理的配慮の観点について、通常の学級の教員も徐々に意識できるようになってきた。

・事業開始以前は、小・中学校の設置者が市であることから、県の機関への支援要請を躊躇するような意識が小・中学校等の教員にはあったように思われる。

しかしながら、本事業を通じてその意識が徐々に変わり、児童生徒への支援内容や方法について、自校の人的かつ物理的資源のみで完結させるのではなく、他機関とも連携し、互いに協力し合うことによって、支援の質を高めることができるということを、教員が実感できるようになった。

(2) 課題

・次年度以降は、芦屋市内の全学校で事業展開し、様々な学年や学校種での合理的配慮の検証が進められるようにして、切れ目のない一貫した支援を実践するために、異なる学校種間の連携について一層強化していきたい。

・兵庫県教育委員会としては、今後も特別支援学校を核とした学校間連携を強化し、効果的な教育資源の組合せによるモデル研究を実施し、その成果を県下に普及して、兵庫県全体の特別支援教育の推進を図っていきたい。

・特別支援学校のセンター的機能に対する、地域の小・中学校の依存度が高く、自らの課題解決力が育ちにくくなる傾向も見受けられる。特別支援学校との連携も大切だが、担任や小・中学校等の特別支援教育コーディネーターが、自らの課題であることを念頭に置きながら、率先して指導方法や支援の質を高めることができるような体制づくりについても、検討していかなければならない。